

消費税法

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ

基礎マスター・速修コース 問題1～12

問 題 編

- ※ 制限時間については、計算過程を適宜作成し、計算する時間の目安として下さい。
- ※ 税率は、特段指示のあるものを除き、標準税率10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）を適用するものとする。
- ※ 解答にあたっては、特定資産の譲渡等及び特定仕入れについて考慮不要とする。

問題 1 納付税額の計算・その 1**基礎**

- ㊦ 1 分 -

次のかっこの中に適当な語句又は数字を記入しなさい。

- (1) 課税標準額

課税売上高（税込）× [①] = XXX, XXX 円 → XXX, 000 円（千円未満切捨）

- (2) 課税標準額に対する消費税額

課税標準額 × [②] = XXX, XXX 円

- (3) 控除対象仕入税額

課税仕入高（税込）× [③] = XXX, XXX 円

- (4) 差引税額

[④] - [⑤] = XXX, XXX 円 → XXX, X00 円（百円未満切捨）

- (5) 納付税額

差引税額 - [⑥] = XXX, X00 円

問題 2 納付税額の計算・その 2**基礎**

- ㊦ 1 分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|-----------------------------|---------------|
| (1) 課税標準額に対する消費税額（預かった消費税額） | 1, 575, 000 円 |
| (2) 控除対象仕入税額（支払った消費税額） | 799, 960 円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 525, 000 円 |

問題 3 納付税額の計算・その 3**基礎**

- ㊦ 3 分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|---------------|----------------|
| (1) 課税売上高（税込） | 27, 000, 972 円 |
| (2) 課税仕入高（税込） | 13, 713, 600 円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 525, 000 円 |

問題 4 納付税額の計算・その 4**基礎**

- 3分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 32,401,000円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 18,856,800円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 360,000円 |

問題 5 納付税額の計算・その 5 (シートあり)**基礎**

- 3分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,625,735円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 29,887,000円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 300,000円 |

問題 6 納付税額の計算・その 6 (シートあり)**基礎**

- 3分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 44,155,230円 |
| (2) 課税仕入高 (税込) | 40,726,150円 |
| (3) 中間納付消費税額 | 100,000円 |

問題 7 納付税額の計算・その 7 (シートあり)**基礎**

- 4分 -

次の資料から、納付税額を求めなさい。

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 課税売上高 (税込) | 87,195,000円 |
|----------------|-------------|

上記金額には、軽減税率の対象となるもの34,560,000円が含まれている。

- | | |
|----------------|-------------|
| (2) 課税仕入高 (税込) | 58,850,000円 |
|----------------|-------------|

上記金額には、軽減税率の対象となるものは含まれていない。

- | | |
|--------------|------------|
| (3) 中間納付消費税額 | 1,350,000円 |
|--------------|------------|

問題 8 課税の対象・その 1**基礎**

- ㊦ 1 分 -

消費税法第 4 条第 1 項に規定する「国内取引の課税の対象」について述べなさい。

ただし、特定資産の譲渡等及び特定仕入れについては、解答不要とする。

問題 9 課税の対象・その 2**基礎**

- ㊦ 1 分 -

消費税法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する「資産の譲渡等の定義」について述べなさい。

ただし、規定中のカッコ書きについては解答不要とする。

問題10 取引の分類・その 1**基礎**

- ㊦ 3 分 -

次の取引について、課税の対象（消費税法の適用を受けるもの）となるものに○を、課税の対象とならないものに×を付しなさい。

- (1) 国内において法人が商品を得意先に販売（有償の譲渡）した。
- (2) 国内において法人が商品に従業員に贈与（無償の譲渡）した。
- (3) 国外において法人が商品を得意先に販売した。
- (4) 国内において法人が商品を国外の得意先に輸出販売した。
- (5) 国内において法人が建物を売却した。
- (6) 国内において法人が土地を売却した。
- (7) 国内において法人が株式を売却した。
- (8) 国内において法人が土地を有償で貸付けた。
- (9) 国内において法人が土地を無償で貸付けた。
- (10) 国内において法人が建物を有償で貸付けた。
- (11) 国内において法人が建物を無償で貸付けた。
- (12) 国内において法人が貨物の運送を請け負い、運送料を収受した。
- (13) 国内において法人が無償で広告宣伝を請け負った。
- (14) 国内において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (15) 国外において法人が広告宣伝をし、宣伝料を収受した。
- (16) 国内において法人が他社の商品を保管し、保管料を収受した。

問題11 国内取引の判定・その1**基礎**

- ㊦ 4分 -

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が日本に所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (2) 外国法人が日本に所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (3) 内国法人がハワイに所有する土地を外国法人に対し売却した。
- (4) 外国法人がハワイに所有する土地を内国法人に対し売却した。
- (5) 内国法人が日本にある商品を外国法人に対し販売した。
- (6) 内国法人が国外の支店にある商品を外国法人に対し販売した。
- (7) 外国法人がニューヨークにある商品を内国法人に対し販売した。
- (8) 内国法人が日本に所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (9) 内国法人がハワイに所有する建物を内国法人に対し貸付けた。
- (10) 内国法人がハワイに所有する建物を外国法人に対し貸付けた。

【役務の提供の場合】

- (11) 内国法人（運送会社）が東京から大阪へ荷物を輸送した。
- (12) 外国法人（運送会社）がフィリピンから日本へ荷物を輸送した。
- (13) 内国法人（電話会社）が東京から香港への国際電話料金を収受した。
- (14) 内国法人（電話会社）が香港から東京への国際電話料金を収受した。

【金銭の貸付け等の場合】

- (15) 内国法人が他の内国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。
- (16) 外国法人が他の外国法人に対し金銭の貸付けを行い、利息を収受した。

問題12 国内取引の判定・その2**応用**

- 5分 -

次の取引のうち、国内取引となるものに○、ならないものに×を付しなさい。

【資産の譲渡又は貸付けの場合】

- (1) 内国法人が行う国内で製造した製品の国内における販売
- (2) 内国法人が行う国内で製造した製品の外国法人への輸出版売
- (3) 内国法人が行う海外支店における製品の販売（当該製品は国内で製造され、海外支店へ移送されたものである。）
- (4) 内国法人が行う海外で製造した製品の海外における販売
- (5) 外国法人が行う日本支店における商品の販売
- (6) 内国法人が行う国内に所有する建物の貸付け
- (7) 内国法人が行う特許権（日本で登録されている。）の売却
- (8) 内国法人が行う特許権（アメリカ合衆国で登録されている。）の貸付け
- (9) 内国法人が行う特許権（日本とドイツの両国で登録されている。）の貸付け
- (10) 内国法人が行う商標権（日本で登録されている。）の売却
- (11) 内国法人が行うノウハウの貸付け
- (12) 内国法人が行うゴルフ会員権（そのゴルフ場は国内に所在する。）の譲渡

【役務の提供の場合】

- (13) 内国法人が国内において行う広告宣伝
- (14) 内国法人が国外において行う建設請負工事

【金銭の貸付け等の場合】

- (15) 内国法人が他の内国法人に対して行う利子を対価とする金銭の貸付け
- (16) 内国法人が外国法人に対して行う利子を対価とする金銭の貸付け
- (17) 外国法人が内国法人に対して行う利子を対価とする金銭の貸付け
- (18) 外国法人が他の外国法人に対して行う利子を対価とする金銭の貸付け

解 答 編

問題 1 納付税額の計算・その 1

- ① $\left[\frac{100}{110} \right]$ ② $[7.8\%]$ ③ $\left[\frac{7.8}{110} \right]$
④ [課税標準額に対する消費税額] ⑤ [控除対象仕入税額]
⑥ [中間納付消費税額]

【解答への道】

どの段階でどのような計算をしているのかをしっかりと確認すること。

上記①から⑥の語句や数字は消費税法の学習のスタートにあたり、最低限覚えるべき項目として押さえておくこと。

問題 2 納付税額の計算・その 2**1 差引税額**

$$1,575,000 - 799,960 = 775,040 \rightarrow 775,000 \text{ (百円未満切捨)}$$

2 納付税額

$$775,000 - 525,000 = 250,000$$

【解答への道】

差引税額は、「預かった消費税額」から「支払った消費税額」を差し引いて求める。その際、「百円未満切捨」の端数処理を忘れないこと。

納付税額は、差引税額から消費税の前払いである「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題3 納付税額の計算・その3

1 課税標準額

$$27,000,972 \times \frac{100}{110} = 24,546,338 \rightarrow 24,546,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$24,546,000 \times 7.8\% = 1,914,588$$

3 控除対象仕入税額

$$13,713,600 \times \frac{7.8}{110} = 972,418$$

4 差引税額

$$1,914,588 - 972,418 = 942,170 \rightarrow 942,100 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$942,100 - 525,000 = 417,100$$

【解答への道】

1 「課税標準額」の求め方

- (1) 税込課税売上高に $\frac{100}{110}$ を乗じて、税抜き処理をする。
- (2) 千円未満の端数を切り捨てる。

2 「課税標準額に対する消費税額」は、「課税標準額」に7.8%を乗じて計算する。

3 「控除対象仕入税額」は、税込課税仕入高に $\frac{7.8}{110}$ を乗じて求める。

この際、円未満の端数は切り捨てるが、解答上は特にその旨を表示する必要はない。

4 「差引税額」の求め方

- (1) 「課税標準額に対する消費税額」から「控除対象仕入税額」を差し引く。
- (2) 百円未満の端数を切り捨てる。

この差引税額が、一事業者が一課税期間（税金計算の基礎となる期間）で納めるべき消費税額である。

5 「納付税額」は、「差引税額」から「中間納付消費税額」を差し引いて求める。

問題 4 納付税額の計算・その4

1 課税標準額

$$32,401,000 \times \frac{100}{110} = 29,455,454 \rightarrow 29,455,000 \text{ (千円未満切捨)}$$

2 課税標準額に対する消費税額

$$29,455,000 \times 7.8\% = 2,297,490$$

3 控除対象仕入税額

$$18,856,800 \times \frac{7.8}{110} = 1,337,118$$

4 差引税額

$$2,297,490 - 1,337,118 = 960,372 \rightarrow 960,300 \text{ (百円未満切捨)}$$

5 納付税額

$$960,300 - 360,000 = 600,300$$

問題5 納付税額の計算・その5

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$44,625,735 \times \frac{100}{110} = 40,568,850 \rightarrow 40,568,000$ (千円未満切捨)		
	金 額	40,568,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金 額	3,164,304円
$40,568,000 \times 7.8\% = 3,164,304$		

II 控除対象仕入税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
$29,887,000 \times \frac{7.8}{110} = 2,119,260$		
	金 額	2,119,260円

III 納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
(1) 差引税額 $3,164,304 - 2,119,260 = 1,045,044 \rightarrow 1,045,000$ (百円未満切捨)		
(2) 納付税額 $1,045,000 - 300,000 = 745,000$	金 額	745,000円

区分欄の各項目は答案用紙に記載されている。したがって、どの区分欄でどんな計算をするのかを身につけること。金額欄への転記も忘れずに行うこと。

問題 6 納付税額の計算・その 6

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)		
$44,155,230 \times \frac{100}{110} = 40,141,118 \rightarrow 40,141,000$ (千円未満切捨)		
	金額	40,141,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	金額	3,130,998円
$40,141,000 \times 7.8\% = 3,130,998$		

II 控除対象仕入税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
$40,726,150 \times \frac{7.8}{110} = 2,887,854$		
	金額	2,887,854円

III 差引税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)		
$3,130,998 - 2,887,854 = 243,144 \rightarrow 243,100$ (百円未満切捨)		
	金額	243,100円

IV 納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金額	143,100円
$243,100 - 100,000 = 143,100$		

問題 7 納付税額の計算・その 7

I 課税標準額に対する消費税額の計算

【課税標準額】

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 7.8% $87,195,000 - 34,560,000 = 52,635,000$ $52,635,000 \times \frac{100}{110} = 47,850,000$ (千円未満切捨)	
(2) 6.24% $34,560,000 \times \frac{100}{108} = 32,000,000$ (千円未満切捨)	
(3) (1) + (2) = 79,850,000	金額 79,850,000円

【課税標準額に対する消費税額】

計 算 過 程 (単位：円)	
(1) 7.8% $47,850,000 \times 7.8\% = 3,732,300$	
(2) 6.24% $32,000,000 \times 6.24\% = 1,996,800$	
(3) (1) + (2) = 5,729,100	金額 5,729,100円

II 控除対象仕入税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
$58,850,000 \times \frac{7.8}{110} = 4,173,000$	
	金額 4,173,000円

Ⅲ 差引税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	
5, 729, 100－4, 173, 000＝1, 556, 100 (百円未満切捨)	
金 額	1, 556, 100円

Ⅳ 納付税額の計算

計 算 過 程 (単位：円)	金 額
1, 556, 100－1, 350, 000＝206, 100	206, 100円

【解答への道】

軽減税率が適用される場合には、税率ごとに課税標準額及び課税標準額に対する消費税額を計算することとなる。なお、課税標準額の計算における千円未満切捨について特に注意してほしい。

問題 8 課税の対象・その 1

国内において事業者が行った資産の譲渡等には、消費税を課する。

【解答への道】

「事業者が」を「事業として」と書かないようにすること。「事業として」は、「資産の譲渡等」に含まれているため注意すること。

規定の結論は、「消費税を課する」であり「消費税を課税する」ではないことに注意すること。

※特定資産の譲渡等及び特定仕入れの内容に関しては後日学習する。

問題 9 課税の対象・その 2

事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう。

【解答への道】

規定中のカッコ書きとは「代物弁済による資産の譲渡その他対価を得て行われる資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に類する行為として一定のものを含む。」であるが、この内容に関しては後日学習する。

問題10 取引の分類・その1

- (1) ○
- (2) × 贈与（無償の譲渡）は、対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (3) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (4) ○ 輸出取引は、広い意味での国内取引に含まれるため、課税の対象に該当する。
- (5) ○
- (6) ○
- (7) ○
- (8) ○
- (9) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (10) ○
- (11) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (12) ○
- (13) × 対価を得ていないため、課税の対象に該当しない。
- (14) ○
- (15) × 国内取引でないため、課税の対象に該当しない。
- (16) ○

【解答への道】

「法人」が行う取引は、すべて「事業者が事業として」に該当する。（No.1 第2回で詳しく学習する。）したがって、「国内において」及び「対価を得て行う」に注意が必要である。

課税の対象の4要件をしっかりと確認すること。

問題11 国内取引の判定・その1

- (1) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (2) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (3) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (4) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (5) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (6) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (7) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (8) ○ 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国内
- (9) × 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国外
- (10) × 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国外
- (11) ○ 役務の提供が行われた場所が国内
- (12) ○ 到着地が国内
- (13) ○ 発信地が国内
- (14) ○ 受信地が国内
- (15) ○ 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (16) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 国内取引の判定のポイント

次に掲げる場所が「国内（日本）」である場合、国内取引に該当する。

(1) 資産の譲渡又は貸付け

- ① 原則 譲渡又は貸付けが行われる時ににおけるその資産の所在場所
- ② 例外 譲渡又は貸付けが行われる時ににおける登録機関等の所在地等

(2) 役務の提供

- ① 原則 役務の提供が行われた場所
- ② 例外 発信地等又は到着地等

(3) 金銭の貸付け等

貸付け等を行う者の事務所等の所在地

問題12 国内取引の判定・その2

- (1) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (2) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内（輸出取引は広い意味での国内取引に含まれる）
- (3) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外（製造した場所で判定しないことに注意する）
- (4) × 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国外
- (5) ○ 譲渡の時ににおける資産の所在場所が国内
- (6) ○ 貸付けの時ににおける資産の所在場所が国内
- (7) ○ 譲渡の時ににおける登録機関の所在地が国内
- (8) × 貸付けの時ににおける登録機関の所在地が国外
- (9) ○ 貸付けの時ににおける貸付けを行う者の住所地が国内
- (10) ○ 譲渡の時ににおける登録機関の所在地が国内
- (11) ○ 貸付けの時ににおける貸付けを行う者の住所地が国内
- (12) ○ ゴルフ場の所在場所が国内
- (13) ○ 役務の提供が行われた場所が国内
- (14) × 役務の提供（建設工事）が行われた場所が国外
- (15) ○ 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (16) ○ 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国内
- (17) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外
- (18) × 金銭の貸付け等を行う者の事務所等の所在地が国外

【解答への道】

1 資産の譲渡又は貸付け

- (1)～(6) 譲渡又は貸付けの時ににおける資産の所在場所で判定
- (7) (8) (11) 特許権等については、その譲渡又は貸付けの時ににおける登録機関の所在地で判定
- (9) 2以上の国において登録をしている場合には、その譲渡又は貸付けの時ににおけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定
- (10) 著作権等（ノウハウ）については、著作権等の譲渡又は貸付けの時ににおけるその譲渡又は貸付けを行う者の住所地で判定
- (12) ゴルフ場の所在地で判定

2 役務の提供

- (13) (14) 役務の提供が行われた場所で判定

3 金銭の貸付け等

- (15)～(18) 貸付け等を行う者の事務所等の所在地で判定

